

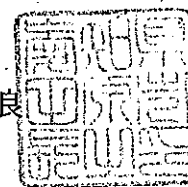
公 告



地方自治法（昭和22年法律第67号）第23.4条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和5年5月16日

田原市長 山下 政 良



1. 応募に付する事項

- (1) 件 名 田原市保育園、児童クラブICTシステム導入及び運用保守業務
- (2) 場 所 田原市地内
- (3) 業務期間 契約日の翌日から令和10年10月31日まで
- (4) 概 要
 - ア 機器調達・設置・設定
 - イ ソフトウェア・アプリケーションインストール及び設定
 - ウ 通信試験
 - エ 総合試験
 - オ 利用者・運用者研修

2. 応募に必要な資格に関する事項

参加申込書の提出日現在において、次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 令和5年4月1日時点で田原市の入札参加資格者名簿に登

載されている者。

- (2) 愛知県内に本店、支店もしくは営業所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 本プロポーザル実施公表の日から契約締結までの間において、田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領(平成19年2月1日施行)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (6) ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)又はプライバシーマークの認証を取得していること。
- (7) 過去5年以内(契約日が令和元年度から令和5年度)にほかの地方公共団体が発注した本業務と同様のシステム導入及び運用保守(無償及び試験運用を除く)を元請けとして携わった実績を有すること。

3 企画提案の実施方法等

「田原市保育園、児童クラブICTシステム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要領」、「田原市保育園、児童クラブICTシステム導入及び運用保守業務仕様書」及び「田原市保育園、児童クラブICTシステム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

4 実施要領等交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

公告の日から令和5年5月29日(月)午後5時まで

(2) 交付場所及び交付方法

田原市ホームページに掲載する。

URL <https://www.city.tahara.aichi.jp/kosodate/shussanikuji/1001086/index.html>

5 参加申込書の提出期限等

(1) 受付期間

公告の日から令和5年5月29日(月)午後5時まで

(2) 受付時間

土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所及び提出方法

田原市役所こども健康部子育て支援課へ電子メール、郵送又は持参により提出すること。なお、郵送又は電子メールの場合は、受付期間内必着とし、到達の確認を行うこと。

(4) 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問がある場合には、令和5年5月29日(月)午後5時までに田原市役所こども健康部子育て支援課へ電子メールにより提出すること。

回答は、令和5年5月31日までに、田原市ホームページに掲載する。

e-mail jidou@city.tahara.aichi.jp

6 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和5年6月30日（金）午後5時まで

(2) 提出場所及び提出方法

田原市役所こども健康部子育て支援課へ持参又は郵送により提出すること。ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、提出期限内必着とし、到達の確認を行うこと。

(3) 提案上限額

保育園 87,430,200円（消費税額及び地方消費税額を含む）

児童クラブ 43,018,800円（消費税額及び地方消費税額を含む）

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

見積書を提出する際は、この提案上限額を超えてはならない。

6 優先交渉権者の選定方法

「田原市保育園、児童クラブICTシステム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

7 契約保証金

(1) 契約の相手方は、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号。以下「財務規則」という。）第125条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 契約の相手方は、財務規則第126条の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 財務規則第127条の規定に該当する場合には、契約

保証金の全部又は一部を免除することができる。

8 問合せ先

こども健康部子育て支援課 電話 0531-23-3513